

## 諸税担当

☎ 23-4811

内線 1121

FAX 22-4146

# くらしと市税

## 2005

# 国民健康保険税

国民健康保険税の納税通知書（本算定分）を

送付しました（8月15日）

平成17年度より、納期と税率を改正しました。

納期が12回となり、それに伴い4月から7月まで暫定課税していましたが、ここで平成16年中の所得額が確定したことにより、国保税の年税額が確定しましたので、納税通知書をお送りしました。

国保事業の健全な運営を目指し改正したものです。市民のみならずのご理解・ご協力をお願いします。



## 国保税の決め方

■『医療給付費分』保険税年税額＝①＋②＋③＋④…**A**

①所得割額…(平成16年中の総所得金額－33万円)×7.0%

②資産割額…平成17年度の固定資産税額×25%  
(土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

③均等割額…加入者一人につき18,500円×被保険者数

④平等割額…一世帯につき19,500円

▽課税限度額…53万円（**A**が53万円を超える場合は53万円です）

■『介護納付金分』保険税年税額＝⑤＋⑥＋⑦＋⑧…**B**

⑤所得割額…(平成16年中の総所得金額－33万円)×1.2%

⑥資産割額…平成17年度の固定資産税額×7.6%  
(土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

⑦均等割額…加入者一人につき5,300円×被保険者数

⑧平等割額…一世帯につき4,100円

▽課税限度額…8万円（**B**が8万円を超える場合は8万円です）

### 《年税額》

●介護第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の加入者がいる世帯＝**A**＋**B**

●その他の世帯＝**A**のみ

## 納める人

国民健康保険に加入している世帯の世帯主です。世帯主が他の保険に加入していても、その世帯に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。



## 納め方

8月から翌年3月までの8回で、本算定により確定した年税額から暫定税額を差し引いた額を納めていただきます。8月以降に国保加入の手続きをされた場合、手続きをした翌月に納税通知書が郵送されます。(納める回数が変わりません)

納税には、便利な口座振替をぜひご利用ください。手続きは、税務課、各支所、金融機関、郵便局の窓口でできます。



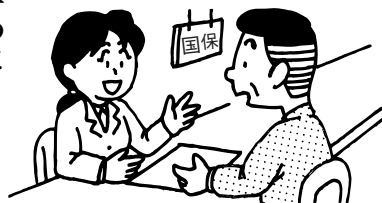
## 異動の手続きは忘れずに!!

国保加入の手続きが遅れると、資格の発生した月までさかのぼって税金がかかります。(最高3年)

他の保険に加入した場合、資格喪失の届出が必要です。

手続きはお早めに

お願いします。



## あなたは家族の扶養になれませんか?

国保は一般的に自営業の方や退職された方等職場の健康保険に加入していない方、または収入等の条件により健康保険加入者の扶養になれない方が加入するものです。次に該当する方は職場の健康保険に加入している家族の扶養になれる場合があります。

- ①健康保険加入者の3親等以内の親族
- ②年収が、60歳未満なら130万円未満  
60歳以上なら180万円未満  
であるとき

これらの条件を満たしていると思われる国保の被保険者がいる世帯の方は、勤務先の保険担当者に相談してみてください。



～口座振替をご利用の方～

◎全期分を一括納付する方法を選択されている方へ

2回目の振替となります

| 振替日 | 振替期別     | 備考                 |
|-----|----------|--------------------|
| 1回目 | 第1期 (4月) | 1期から4期分 (4月) (7月)  |
| 2回目 | 第5期 (8月) | 5期から12期分 (8月) (3月) |

暫定課税分  
本算定分

税額の賦課方式等は、下記の表のように変わりました

|       | 医療分     |         | 介護分    |        |
|-------|---------|---------|--------|--------|
|       | 新       | 旧       | 新      | 旧      |
| ①所得割額 | 7.00%   | 6.20%   | 1.20%  | 1.02%  |
| ②資産割額 | 25.00%  | 25.00%  | 7.60%  | 7.60%  |
| ③均等割額 | 18,500円 | 16,000円 | 5,300円 | 4,500円 |
| ④平等割額 | 19,500円 | 18,000円 | 4,100円 | 3,500円 |

## 税率が変わりました